

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5582931号
(P5582931)

(45) 発行日 平成26年9月3日(2014.9.3)

(24) 登録日 平成26年7月25日(2014.7.25)

(51) Int.Cl.		F I			
G07D	9/00	(2006.01)	G07D	9/00	436B
G06Q	20/10	(2012.01)	G06Q	20/10	100
G06Q	20/18	(2012.01)	G06Q	20/18	100
			G07D	9/00	421

請求項の数 7 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2010-206469 (P2010-206469)	(73) 特許権者	000000295 沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
(22) 出願日	平成22年9月15日(2010.9.15)	(73) 特許権者	591051645 株式会社OKIソフトウェア 埼玉県蕨市中央一丁目16番8号
(65) 公開番号	特開2012-63903 (P2012-63903A)	(74) 代理人	100079991 弁理士 香取 孝雄
(43) 公開日	平成24年3月29日(2012.3.29)	(72) 発明者	足達 忠生 埼玉県蕨市中央一丁目16番8号 沖ソフトウェア株式会社内
審査請求日	平成25年2月15日(2013.2.15)	(72) 発明者	立花 良規 埼玉県蕨市中央一丁目16番8号 沖ソフトウェア株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 金融取引システムおよびその取引方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

金融取引を端末装置とデータベース化した記憶手段を有する取引集約装置との間で取引する金融取引システムであって、該取引集約装置は、

金融取引における1日に扱える限度金額が設定されており、利用者から入力された取引金額が前記限度金額を越えるか否かを判断し、該判断に応じて利用者が選択するためのデータを生成し、該利用者の選択が取引の分割によって生じる2回目以降の取引の予約または該予約の取消において、前記金融取引に用いるデータを関連付けて登録し、前記予約の選択に応じて取引する予約処理手段と、

前記端末装置からの選択に応じて供給される取引データを関連付けた予約データとしてそれぞれを登録し、管理する記憶手段と、

前記予約処理手段の動作、該システム間の通信および前記記憶手段の動作を制御する制御手段とを含み、

前記予約処理手段は、さらに、前記利用者の選択が前記予約の場合、前記予約データが含む前記取引金額に対する手数料を課金し、2回目以降の取引において、前記取引金額の差額だけを取引する第1処理、

前記利用者の選択が予約の拒否の場合、通常の取引する第2処理、および

前記利用者の選択が予約の取消の場合、前記手数料を課金しないように前記予約データを登録する第3処理のいずれかを実行することを特徴とする金融取引システム。

【請求項2】

10

20

請求項 1 に記載のシステムにおいて、前記予約処理手段は、前記取引金額が前記限度金額を越えるか否かを判断する事象確認手段と、

前記利用者による前記予約の登録および該予約の取消で前記予約データを登録し、前記予約の登録の拒否で前記予約データの登録を回避し、前記手数料の課金を付した前記限度金額の合計金額を取引する予約登録処理手段と、

前記予約の登録されている予約取引の数を前記記憶手段から読み出して、複数の予約取引の存在に応じて予約取引それぞれに対応する予約データとともに、該当する予約の表示データを生成し、前記前記端末装置に表示させ、前記利用者によって選択された予約に対する前記取引金額の差額だけの取引処理を実行する後日処理手段とを含むことを特徴とする金融取引システム。

10

【請求項 3】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、前記予約データは、予約が有ることを示すフラグ、前記利用者を特定する口座番号、予約対象取引を特定する取引名称および予約対象金額を特定する取引金額の組合せデータであることを特徴とする金融取引システム。

【請求項 4】

端末装置との間での金融取引を集約する取引集約装置であって、

該取引集約装置は、取引金額が所定の限度金額を越えるか否かを判断し、該判断に応じて利用者が選択するためのデータを生成し、該利用者の選択が取引の分割によって生じる 2 回目以降の取引の予約または該予約の取消において、前記金融取引に用いるデータを関連付けて登録し、前記予約の選択に応じて取引する予約処理手段と、

20

前記端末装置からの選択に応じて供給される取引データを関連付けた予約データとしてそれぞれを登録し、管理する記憶手段と、

前記予約処理手段の動作、該システム間の通信および前記記憶手段の動作を制御する制御手段とを含み、

前記予約処理手段は、さらに、前記利用者の選択が前記予約の場合、前記予約データが含む前記取引金額に対する手数料を課金し、2 回目以降の取引において、前記取引金額の差額だけを取引する第 1 処理、

前記利用者の選択が予約の拒否の場合、通常を取引する第 2 処理、および

前記利用者の選択が予約の取消の場合、前記手数料を課金しないように前記予約データを登録する第 3 処理のいずれかを実行することを特徴とする取引集約装置。

30

【請求項 5】

情報を入力するとともに、金融取引を集約する取引集約装置の指示に応じて金融取引する端末装置において、該端末装置は、

前記金融取引に要求される前記情報を入力する入力手段と、

該入力した情報および前記取引集約装置から供給されるデータを表示する表示手段と、

現金の入出金を扱う入出金手段とを含み、

該端末装置は、前記取引集約装置から取引金額が所定の限度金額を越える取引か否かの判断によって生成される予約可能性の選択肢である予約の可否および該予約の取消を前記表示手段に選択項目として表示し、

前記入力手段で表示した予約の可否および該予約の取消から一項目を選択し、

40

前記一項目の選択が予約の場合、前記取引金額に要する手数料を課金するとともに前記予約の項目を関連付けて予約データとして前記取引集約装置に供給し、2 回目以降の取引において前記手数料の課金なしに前記取引金額の差額だけを自動取引し、

前記予約の取消の選択において前記手数料の課金なしに前記予約データとして前記取引集約装置に供給することを特徴とする端末装置。

【請求項 6】

端末装置との間での金融取引を集約する取引集約装置であって、

該取引集約装置は、取引金額が所定の限度金額を越えるか否かを判断し、該判断に応じて利用者が選択するためのデータを生成し、該利用者の選択が取引の分割によって生じる 2 回目以降の取引の予約または該予約の取消において、取引に用いるデータを関連付けて

50

登録し、前記予約の選択に応じて取引する予約処理手段と、

前記端末装置からの選択に応じて供給される取引データを関連付けた予約データとしてそれぞれを登録し、管理する記憶手段と、

前記予約処理手段の動作、該システム間の通信および前記記憶手段の動作を制御する制御手段とを含み、

前記予約処理手段は、前記予約の選択に応じて前記取引金額に要する手数料を課金し、2回目以降の取引において、前記取引金額の差額だけを取引し、前記予約の取消に応じて前記手数料を課金しないように前記予約データを登録させることを特徴とする取引集約装置。

【請求項7】

情報を入力するとともに、金融取引を集約する取引集約装置の指示に応じて金融取引する端末装置において、該端末装置は、

前記金融取引に要求される前記情報を入力する入力手段と、

該入力手段から入力した情報および前記取引集約装置から供給されるデータを表示する表示手段とを含み、

該端末装置は、前記金融取引における取引データを前記取引集約装置に供給し、

前記取引集約装置から取引金額が所定の限度金額を越える取引の判断によって、いかに扱うべきか複数の選択肢を前記表示手段に表示し、

前記入力手段で表示した選択肢から一項目を選択し、

前記一項目の選択が予約の場合、前記取引金額に要する手数料を課金するとともに前記予約の項目を関連付けて予約データとして前記取引集約装置に供給し、2回目以降の取引において前記手数料の課金なしに前記取引金額の差額だけを取引し、

前記予約の取消の選択において前記手数料の課金なしに前記予約データとして前記取引集約装置に供給することを特徴とする端末装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、金融取引システムおよびその取引方法に関するものである。とくに、金融取引システムは、取引端末装置として、たとえば銀行の現金自動預入支払機と取引センタとで構築されたシステムであり、金融取引システムの取引方法は、現金自動預入支払機からの情報を取引センタで管理し、この情報を基に現金自動預入支払機の振込みに要する手数料として徴収する課金処理に適用して好適なものである。

【背景技術】

【0002】

特許文献1の自動取引装置は、振込先区分および振込条件ごとに分類された振込手数料を記憶した振込手数料データベースを有するATMである。このATMは、利用者が入力操作部に振込先入力画面を表示して振込先銀行名及び口座番号を入力させる振込先入力手段と、振込先銀行コードおよび口座番号により振込手数料データベースを検索し、振込先区分を確定し、その振込先区分に対応した振込条件ごとの振込手数料を確定する手数料確定手段と、確定した振込条件ごとに振込手数料を入力操作部に表示し、利用者に前記振込条件の一つを選択させる振込条件選択手段とを有している。

【0003】

従来から、現金自動預入支払機(ATM: Automated Teller Machine)には、一日の支払い等、取引限度額が設定されている。現在、振込み詐欺の増加対策にともない取引限度額は、被害額を抑えるためこれまで以上に低額に設定されている。

【0004】

高額な商品や旅行チケットを購入し、購入代金を支払うとき、購入代金が上述した取引限度額をオーバーしてしまうことがある。この場合、送金取引は、一回で完了できない。完了までには複数回の送金取引が実施される。

【0005】

10

20

30

40

50

ところで、ATMによる振込取引において、振込条件およびその手数料を取引開始時にあらかじめ利用者知らせる方法および装置が特許文献1に提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2010-160603号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、この複数回の取引の場合、最初の取引で送金手数料を支払っていても、翌日以降の不足した送金分を再度取引するとき、時間によって金融機関は手数料を要求し、送金者および利用者は手数料を支払っていた。送金者は、取引を完了させるため手数料を払わされることになり、金融機関に対するクレームの大きな要因になっている。

【0008】

本発明はこのような課題に鑑み、法律、銀行および利用者のいずれかの都合により複数回の取引が余儀なくされても、適切な手数料の徴収を可能にする金融取引システムおよびその取引方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本発明は上述の課題を解決するために、金融取引を端末装置とデータベース化した記憶手段を有する取引集約装置との間で取引する金融取引システムであって、この取引集約装置は、金融取引における1日に扱える限度金額が設定されており、利用者から入力された取引金額が限度金額を越えるか否かを判断し、この利用者の指示により分割された2回目以降の取引に対する予約を登録するか否かでこの予約の項目を関連付けて予約データとして登録して、取引金額に要する手数料の課金を付して出金し、以降の出金において、取引金額の差額だけの出金、ならびに手数料の課金を付した取引金額の差額の出金のいずれかを、登録した予約情報を基に判断して、取引する予約処理手段と、予約データを予約それぞれに登録し、管理する記憶手段と、予約処理手段の動作、このシステム間の通信および記憶手段の動作を制御する制御手段とを含むことを特徴とする金融取引システム。

【0010】

また、本発明は上述の課題を解決するために、金融取引を端末装置とデータベース化した記憶手段を有する取引集約装置との間で取引する金融取引システムの取引方法であって、この取引集約装置は、金融取引における1日に扱える限度金額が設定されており、利用者から入力された取引金額が限度金額を越えるか否かを判断し、この利用者の指示により分割された2回目以降の取引に対する予約を登録するか否かでこの予約の項目を関連付けて予約データとして登録して、取引金額に要する手数料の課金を付して出金し、以降の出金において、取引金額の差額だけの出金、ならびに手数料の課金を付した取引金額の差額の出金のいずれかを、登録した予約データを基に判断して、取引する予約処理手段と、予約データを予約それぞれに登録し、管理する記憶手段と、予約処理手段の動作、このシステム間の通信および記憶手段の動作を制御する制御手段とを含み、この方法は、端末装置を介して、予約処理手段で利用者が入力した取引金額が限度金額を越えるか否かを判断する第1の工程と、取引金額が限度金額を越えた場合、予約処理手段で予約登録の可否およびこの予約登録の取消のいずれを選択するかを表示画面データを予約可能コードとして、利用者が使用する端末装置に送信する第2の工程と、利用者による選択により予約処理手段で予約の登録およびこの予約の取消で予約データを登録し、予約の登録の拒否で予約データの登録を回避する第3の工程と、取引集約装置の制御により利用者が使用する端末装置で手数料の課金を付した限度金額の合計金額を出金させる第4の工程と、後日、利用者が使用する端末装置から記憶手段に予約の有無の検索を送信する第5の工程と、予約処理手段で記憶手段が利用者に該当する予約の登録を有するか否かを検索し、予約の登録の有無に対応するデータを利用者が使用する端末装置に送信する第6の工程と、予約の登録の

10

20

30

40

50

有無に対応するデータを出し、予約の登録に応じた取引金額の差額だけの出金処理、ならびに予約の登録の拒否に応じた手数料の課金を付した取引金額の差額の出金処理のいずれかを端末装置に実行させる第7の工程とを含むことを特徴とする。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、取引をあらかじめ取引集約装置の記憶手段に予約登録し、予約処理手段の処理において予約登録および予約取消の場合または予約登録回避の場合に応じて手数料を課金として付して取引金額を出金させ、以後の取引金額の差額の出金に際して、予約登録の利用者に対して繰り返し手数料を徴収しないことから、利用者のクレームをほぼなくすることができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明に係る金融取引システムを用いた実施例の概略的な構成を示すブロック図である。

【図2】図1の金融取引システムにおける事象チェックおよび予約登録の動作手順を示すシーケンシャルチャートである。

【図3】図1のATM端末装置に表示される予約選択画面の一例を示す図である。

【図4】図1の金融取引システムにおける後日処理の動作手順を示すシーケンシャルチャートである。

【図5】図1のATM端末装置に表示される複数の予約がある場合の一画面を示す図である

20

【図6】図1のATM端末装置に表示される予約がない場合の一画面を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

次に添付図面を参照して本発明による金融取引システムの一実施例を詳細に説明する。図1を参照すると、本発明による金融取引システムの実施例は、取引センタ12に特徴がある。取引センタ12は、金融取引における1日に扱える限度金額が設定されており、制御部12、取引データストレージ22および予約処理アプリケーション(AP)24を含み、制御部20で予約処理AP24の動作、このシステム10とATM端末装置間の通信および取引データストレージ22の動作を制御し、予約処理AP24では、利用者から入力された取引金額が限度金額を越えるか否かを判断し、この利用者の指示により分割された2回目以降の取引に対する予約を登録するか否かでこの予約の項目を関連付けて予約データとして登録して、取引金額に要する手数料の課金を付して出金し、以降の出金において、取引金額の差額だけの出金、ならびに手数料の課金を付した取引金額の差額の出金のいずれかを、登録した予約情報を基に判断して、取引し、予約処理AP24は、事象チェックAP26で取引金額が限度金額を越えるか否かを判断し、予約登録処理AP28で利用者による予約の登録およびこの予約の取消で予約データを登録し、予約の登録の拒否で予約データの登録を回避し、手数料の課金を付した限度金額の合計金額を出金し、後日処理AP30で予約の登録に応じた取引金額の差額だけの出金処理、ならびに予約の登録の拒否に応じた手数料の課金を付した取引金額の差額の出金処理のいずれかを実行することにより、取引をあらかじめ取引センタ12の取引データストレージ22に予約登録し、予約処理AP24の処理において予約登録、予約取消および予約登録回避に応じて手数料を課金として徴収する可否で設定した課金付き取引金額を出金させ、以後の取引金額の差額の出金に際して、予約登録の利用者に対して繰り返し手数料を徴収しないことから、利用者のクレームをほぼなくすることができる。

30

40

【0014】

本発明と直接関係のない部分について図示および説明を省略する。以下の説明で、信号はその現れる接続線の参照番号で指示する。

【0015】

金融取引システム10は、図1に示すように、取引センタ12、ならびにATM端末装置14、16および18を含む。取引センタ12は、供給される取引データを保持し、保持した取引デー

50

タを基に利用者の要求を満足させるように金融取引および各端末装置を管理する機能を有している。取引センタ12は、図1に示すように、制御部20、取引データストレージ22および予約処理アプリケーション(AP: Application)24を含む。取引センタ12は、サーバ装置であってもよい。

【0016】

制御部20は、取引データストレージ22および予約処理AP24の動作を制御し、また、ATM端末装置14、16および18と取引にともなうデータ通信を制御する。制御部20は、アプリケーションサーバ装置であってもよい。

【0017】

取引データストレージ22は、顧客の取引データを格納する記憶機能を有する。取引データストレージ22は、HDD(Hard Disk Drive)、SSD(Solid State Drive)や光ディスクを複数台組み合わせて仮想的な1台のHDDを構築する、RAID(Redundant Arrays of Inexpensive Disks、またはRedundant Arrays of Independent Disks)として運用するようにしてもよい。格納される取引データには、インデックスが付与されている。取引データストレージ22は、ソフトウェア、すなわちアプリケーションの実行に該当する取引データを取引データストレージ22から読み出して要求に合ったデータを結び付けるデータベース処理機能の処理に用い、さらに、得られたデータをアプリケーションそれぞれに供給する。

10

【0018】

予約処理AP24は、事象チェックAP26、予約登録処理AP28および後日処理AP30を有する。事象チェックAP26は、ATM端末装置における1日あたりの取引制限金額を超えた取引の発生の有無を判断し、判断に応じたコードを生成する機能を有する。予約登録処理AP28は、利用者の選択に応じて利用者の情報、予約情報、および取引金額と実際に送金した取引金額との差額金額を関連付けて保存登録する機能を有する。また、後日処理AP30は、予約登録処理AP28で予約登録の可否に応じた手順で所定の取引を実行する機能を有する。

20

【0019】

本実施例の取引センタ12は、本発明の特徴として予約処理AP24だけを図1の取引センタ12に明示したが、この他、引出し、預入れ、振込み、クレジット処理、残高照会、記帳および定期取扱いのAPを有している。また、本実施例の取引は、振込みについて記述するが、クレジット処理にも適用してもよい。

30

【0020】

ATM端末装置14、16および18は、利用者が金融取引に際して、現金の入金/出金、振込み、クレジット、定期取扱いおよび予約取引にともなうデータ入力、入力したデータを基に生成された取引データの送信/受信した取引データの表示を担う機能を有する。ATM端末装置は、たとえば銀行の支店に少なくとも1台設置されている。

【0021】

ATM端末装置14および16は、たとえばA銀行I支店の設置状況を示し、ATM端末装置18は、B銀行K支店の設置状況を示している。ATM端末装置14および16、ならびにATM端末装置18は、取引センタ12とそれぞれ、回線32および34で接続されている。

【0022】

次に金融取引システム10において利用者が選んだATM端末装置14と取引センタ12との間の手順について図2を参照しながら、記述する。時刻T10で、利用者は、ATM端末装置14のタッチパネル画面で振込みキーを押圧してATM端末装置14に振込処理を選択する。この選択により、ATM端末装置14は、振込み準備を実行する。

40

【0023】

ここで、振込み準備としては、振込みを「現金」および「キャッシュカード」のいずれかを選択する。本実施例では、「キャッシュカード」による振込みを選択する。この選択にともないタッチパネル画面には、「カードを挿入して下さい」のメッセージを表示させる。ATM端末装置14は、「キャッシュカード」が挿入口に挿入されると、暗証番号の入力を要求する。正しい番号が入力されると、振込み処理に進む。

50

【 0 0 2 4 】

時刻T12にて振込み処理で利用者は、ATM端末装置14に、振込み先の情報として相手先の銀行、支店、その支店における口座の種類および口座番号、ならびに振込み依頼者の名前、電話番号、および振込金額または送金金額が利用者のタッチパネルキーの押圧によって入力する。

【 0 0 2 5 】

本実施例における振込金額は100万円で、送金の限度金額は50万である。

【 0 0 2 6 】

ATM端末装置14は、時刻T14にて、これらの入力データを取引データ36として取引センタ12に送信する。

10

【 0 0 2 7 】

取引センタ12は、供給される取引データ36を受信する。取引センタ12は、受信に応じて制御部20の制御により事象チェックAP 26を起動する。事象チェックAP 26は、時刻T16にて入力された取引データ36のうち、送金金額が限度金額以上か否かを判断する。送金金額が限度金額以上と判断したとき、取引センタ12は、支払い不可に対応するメッセージを表示するとともに、取引電文に予約可能指示する、予約可能コードを生成し、事象チェックを終了する。

【 0 0 2 8 】

このように、予約可能の判断は、基本的に、取引センタ12で判断する。予約可能コードを生成させる条件は、手数料が発生する時間帯に銀行の定める1日の利用限度額の制限に限定されるものでなく、銀行側としてATM端末装置のマシントラブルにより利用者が希望する金額を一度の取引で達成できない場合の条件も該当させる。このマシントラブルが原因のようなとき、現地ATM端末装置の個々の動作によって、1日ないし複数日にわたって次の取引を手数料なしで、実行させる予約もある。このような場合、各ATM端末装置は、ATM端末装置の係員操作盤より係員が予約キーを押すことで、一旦、取引センタ12に予約の旨を通知して、取引センタ12から予約可能指示コード32を受信できるようにするとよい。

20

【 0 0 2 9 】

銀行側だけでなく、利用者の操作ミスの場合も手数料なしにしてもよい。たとえば同じ口座での同じ振込みを複数回実行する場合、所定の時間内での振込みを手数料なしにする。

30

【 0 0 3 0 】

また、送金金額が限度金額より低額と判断したとき、取引センタ12は、予約可能コードを生成せず、この事象チェックを終了し、たとえば通常の振込み処理に進む。

【 0 0 3 1 】

取引センタは、時刻T18にて生成した予約可能コード38をATM端末装置14に送信する。

【 0 0 3 2 】

ATM端末装置14は、供給される予約可能コード38を受信する。ATM端末装置14は、時刻T20にて予約可能コード38を、取引電文としてタッチパネル画面40に表示する。

40

【 0 0 3 3 】

取引電文は、たとえば図3に示すように、選択ボタン「予約する」42、および「予約しない」44を表示し、「1日の制限金額を越えています。」、「制限金額内(50万)で支払いますか?」、および「(次回、スピーディにお取引できます)」により選択キーの内容を説明する。また、画面40には、選択ボタン「取消」46を表示し、説明文として「取引をやめたい場合は取消ボタンを押して下さい。」を表示する。利用者は、表示された3つの選択ボタン42、44および46のいずれかを選択する。

【 0 0 3 4 】

具体的には、利用者が、時刻T22にて選択ボタン「予約しない」44を選択入力したとき、予約登録が不要であるから、取引センタ12と通信することなく、時刻T24の出金処理に進む。また、利用者が、時刻T22にて選択ボタン「予約する」42を選択入力したとき、時

50

刻T26の予約データの送信処理に進む。さらに、利用者が、時刻T22にて選択ボタン「取消」46を選択入力したとき、時刻T28の予約データの送信処理に進む。

【0035】

時刻T26での予約データの送信処理（予約）は、予約データ48をATM端末装置14から取引センタ12に送信する処理である。予約データとは、予約が有ることを示すフラグ、ユーザを特定する口座番号、予約対象取引を特定する取引名称および予約対象金額を特定する取引金額の組合せデータである。とくに、取引金額は、換言すると、希望する出金金額と実際に取引した出金金額との差額金額である。

【0036】

本実施例における予約データ48の取引金額は、差額を示すことから、希望する出金金額100万円と実際に取引した出金金額、すなわち制限金額50万円との差額である50万円である。取引センタ12は、時刻T30にて予約登録処理AP 28により供給された予約データが含む項目それぞれを関連付けて、取引データストレージ22にデータベース化して保存登録する。このとき、手数料の課金徴収用フラグも立てて、保存登録するとよい。

10

【0037】

取引センタ12は、時刻T32にて予約の登録完了52を、予約指定したATM端末装置14に送信する。

【0038】

次にATM端末装置14は、時刻T24にて手数料付き制限金額50万円の出金を取引センタ12に送信する（課金徴収の出金通知54）。取引センタ12は、「キャッシュカード」を利用していることから、預金に対する出金分を減額する出金計数を算出する。

20

【0039】

取引センタ12は、時刻T34にて算出した出金計数の結果をATM端末装置14に送信する。ATM端末装置14は、この後、指示した金額の紙幣分を放出し、カードを利用者に返却する。

【0040】

また、前述した時刻T28での予約データの送信処理（取消）は、予約データ50をATM端末装置14から取引センタ12に送信する処理である。この場合も、予約データとは、予約が有ることを示すフラグ、ユーザを特定する口座番号、予約対象取引を特定する取引名称および予約対象金額を特定する取引金額の組合せデータである。ただし、取引金額は、希望する出金金額と「取消」による実際に取引した出金金額「ゼロ」との差額金額であるから、100万円である。

30

【0041】

取引センタ12は、時刻T36にて予約登録処理AP 28により供給された予約データが含む項目それぞれを関連付けて、取引データストレージ22にデータベース化して保存登録する。手数料の課金徴収用フラグも立てずに、保存登録するとよい。後述するように、後日処理での振込み時に「予約」済みとして画面に表示させることができる。このときも、後日処理が初回の取引になるから、この初回だけ手数料を課金徴収するとよい。

【0042】

取引センタ12は、時刻T38にて予約の登録完了58を、予約指定したATM端末装置14に送信する。したがって、「取消」の選択では、手数料も制限金額50万円の出金も生じない。また、「取消」を選択しても、予約データが入力されるように動作する。必ず、取引は実行されることから、煩雑な再入力を避けるためである。このように、「取消」を選択すると、ATM端末装置14は、この後、カードを利用者に返却する。

40

【0043】

ただし、「取消」の選択時に予約データを入力しない手順の場合、予約登録はせず、次回に振込み手続きの入力を実行させるように動作させるとよい。

【0044】

次に後日の送金処理の基本的な手順について図4を参照しながら、記述する。利用者は、支店内にあるATM端末装置14および16のいずれかを用いて、後日、不足分を振り込む。本実施例では、ATM端末装置16を用いる。このとき、利用者は、図示しないが、タッチパ

50

ネル画面の取引処理を選択する選択ボタンとして「予約取引」を選択する。ATM端末装置16は、時刻T50にて取引センタ12に取引データ60として送信する。取引データ60は、利用者がタッチパネル画面内で選んだ「予約」を示すデータおよび利用者の口座番号を含むデータである。

【0045】

すなわち、利用者が選択されたATM端末装置16は、前述した「キャッシュカード」および「暗証番号」の入力操作をすでに実行していることは言うまでもない。

【0046】

取引センタ12は、取引データ60の供給に応じて制御部20を動作させ、時刻T52にて制御部20の制御により後日処理AP 30を起動する。後日処理AP 30の起動により、後日処理を実行する。

10

【0047】

後日処理AP 30は、時刻T54にて供給された予約取引に該当する予約データの有無を取引データストレージ22にアクセスし、予約取引の数を判断する。後日処理AP 30は、該当する口座に対して登録されている複数の予約取引を取引データストレージ22から読み出し、予約コードを生成したとき、時刻T56にて生成した予約コード62をATM端末装置16に送信する。

【0048】

予約コード62は、予約時に登録した取引データとともに、図5に示す画面表示データである。図5の画面表示データには、選択入力ボタン「予約1」64および「予約2」66を含んでいる。

20

【0049】

また、後日処理AP 30は、該当する口座に対して登録されている予約取引が取引データストレージ22にないことを確認し、表示データを生成したとき、時刻T58にて生成した表示データ68をATM端末装置16に送信する。

【0050】

ここで、表示データ68は、図6に示す画面表示データであり、選択入力ボタン「確認」70を含んでいる。

【0051】

さらに、後日処理AP 30は、該当する口座に対して登録されている1つの予約取引を取引データストレージ22から読み出し、予約コードを生成したとき、時刻T60にて生成した予約コード72をATM端末装置16に送信する。「予約」が1つだけしかないので、選択が不要である。したがって、予約コード72には、予約時に登録した取引データだけで、画面表示データを含んでいない。

30

【0052】

ATM端末装置16は、時刻T62にて前述した2つの判断で得られた予約コード62で利用者が選択した「予約」や予約コード72の「予約」に対する不足分の出金を自動出金処理により送信する。この出金に際して、手数料は予約時に所要の手数料が課金徴収されていることから、今回の処理では発生しない。

【0053】

40

また、ATM端末装置16は、表示データ68を基に生成された表示画面において選択入力ボタン「確認」70の押圧操作に応じて「キャッシュカード」を返却する。したがって、前回、送金の限度金額を越えた振込み処理時に「予約しない」を選択して、振り込んだ場合、従前のように振込処理する度に手数料が課金徴収されることになる。

【0054】

取引センタ12は、「キャッシュカード」を利用していることから、預金に対する出金分を減額する出金計数を算出する。

【0055】

取引センタ12は、時刻T64にて算出した出金計数の結果をATM端末装置16に送信する。ATM端末装置16は、この後、指示した金額の紙幣分を放出し、カードを利用者に返却する。

50

【 0 0 5 6 】

このように動作させることにより、取引センタ12で予約を管理にともなって振込場所を自由に選ぶことができ、利用者の負担を軽減させることができる。また、振込みの規則を厳守しながら、分割振込にともなって生じていた手数料の過剰な徴収も避けることができる。

【 0 0 5 7 】

したがって、これまで利用者が分割振込で懐いていた不満を解消させることができる。

【 0 0 5 8 】

本実施例は、予約処理AP 24を取引センタ12に設けたが、図1のノート78の位置に支店を統括するサーバが配設されている場合、金融取引システム10は、予約処理AP 24をこのサーバに設けるようにしてもよい。この場合、後日、不足分の送金は、予約した支店から送金するように振込場所が限定されるだけで、これ以外何等問題なく振込みすることができる。

10

【 0 0 5 9 】

本実施例は、制限金額にともなう複数回にわたる分割振込であったが、これに限定されず、1日に同じ口座で複数回同じ振込みを実行する場合、ATM端末装置側の情報を用いて、2回目以降の手数料をなくすように処理してもよい。

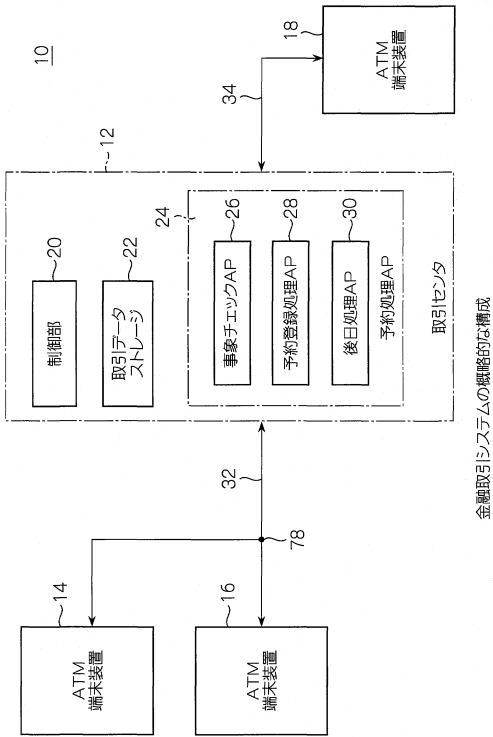
【 符号の説明 】

【 0 0 6 0 】

- 10 金融取引システム
- 12 取引センタ
- 14、16、18 ATM端末装置
- 20 制御部
- 22 取引データストレージ
- 24 予約処理AP
- 26 事象チェックAP
- 28 予約登録処理AP
- 30 後日処理AP

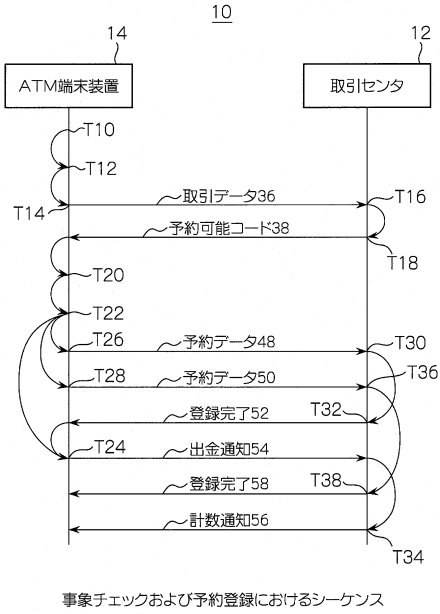
20

【図1】



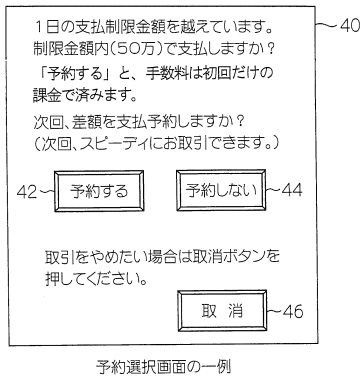
金融取引システムの概略的な構成

【図2】



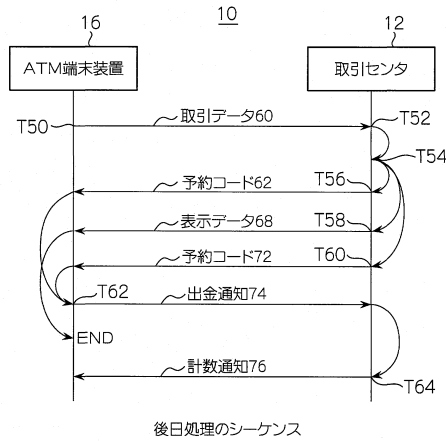
事象チェックおよび予約登録におけるシーケンス

【図3】



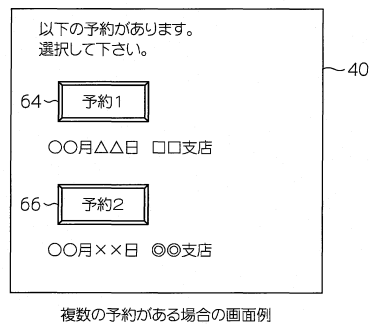
予約選択画面の一例

【図4】



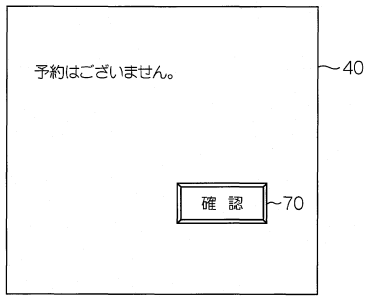
後日処理のシーケンス

【図5】



複数の予約がある場合の画面例

【図6】



予約がない場合の画面例

フロントページの続き

審査官 西 秀隆

(56)参考文献 特開2008-158970(JP,A)
特開2010-092316(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G07D 9/00
G06Q 20/10、20/18